

香川県精神保健福祉センター所報

2023年度（令和5年度）



香川県ゲートキーパー推進キャラクター
「キーもん」

香川県精神保健福祉センター

目次

I 概要

| | | |
|---|--------|---|
| 1 | 目標 | 1 |
| 2 | 沿革 | 1 |
| 3 | 施設の概況 | 2 |
| 4 | 組織及び職員 | 3 |
| 5 | 県内の市町 | 4 |

II 業務実績

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 1 | 技術指導及び技術援助 | 5 |
| 2 | 教育研修 | 1 2 |
| 3 | 精神保健福祉相談 | 1 4 |
| 4 | 普及啓発 | 2 0 |
| 5 | 組織育成 | 2 2 |
| 6 | 自殺対策事業 | 2 3 |
| 7 | ひきこもり対策事業 | 2 5 |
| 8 | 依存症対策事業 | 2 9 |
| 9 | 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療) | 3 3 |
| 1 0 | 精神医療審査会 | 3 5 |

III 資料

| | | |
|---|------------|-----|
| 1 | 法規関係 | 3 6 |
| 2 | 地域保健福祉関係年表 | 3 9 |

I 概要

1 目標

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う機関である。

精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。（「精神保健福祉センター運営要領」平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知）

2 沿革

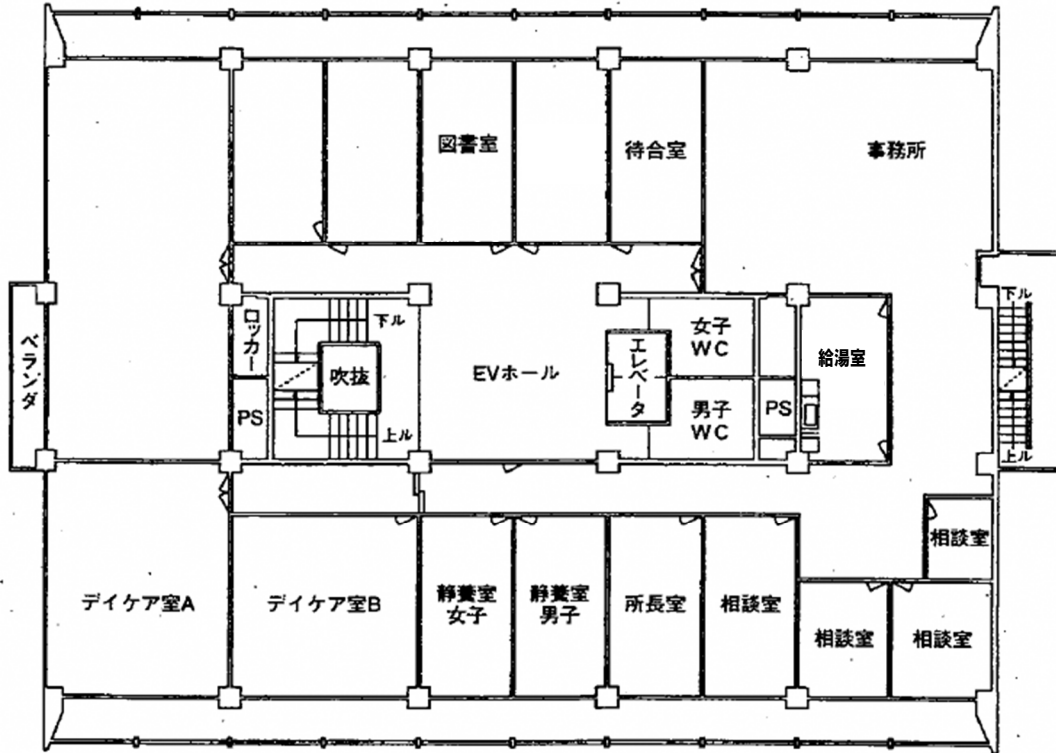
- | | |
|----------|---|
| 昭和27年12月 | 香川県精神衛生相談所設置条例公布 香川県高松保健所に併設される |
| 昭和42年 4月 | 香川県精神衛生センター条例公布 香川県精神衛生相談所設置条例は廃止され、高松市宮脇町478香川県保健衛生センター内に香川県精神衛生センターが発足 |
| 昭和48年 9月 | 高松市松島町一丁目17番28号香川県高松合同庁舎内に移転 |
| 昭和63年 7月 | 精神保健法の施行に伴い「香川県精神衛生センター」から「香川県精神保健センター」に名称変更 |
| 平成 7年 7月 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に伴い「香川県精神保健センター」から「香川県精神保健福祉センター」に名称変更 |
| 平成23年 6月 | 香川県精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター アンダンテ」を設置 |

3 施設の概況

建 物
平 面 図

専用床面積 550.9 m²

令和6年3月31日現在



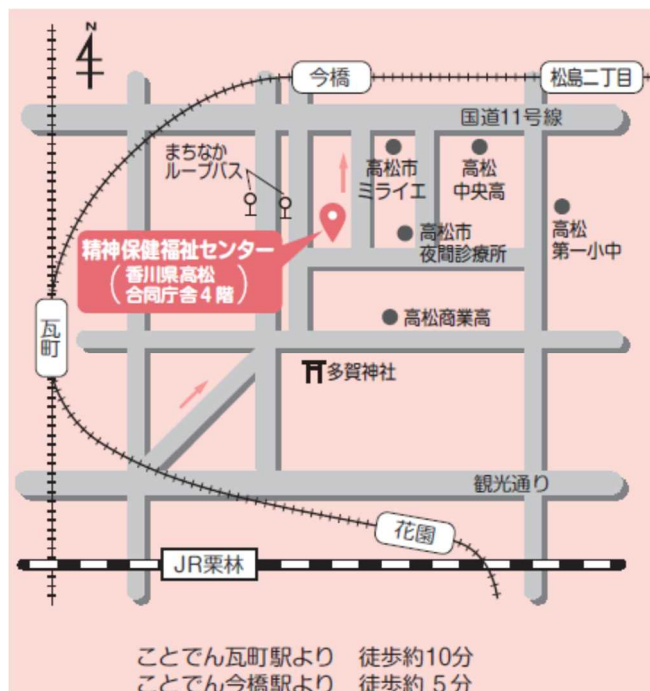
所在地 〒760-0068 高松市松島町一丁目17番28号 (香川県高松合同庁舎4階)

(087)804-5565 (総務)

(087)804-5566 (地域支援)

(087)804-5567 (自立支援)

(087)835-5474 (FAX)

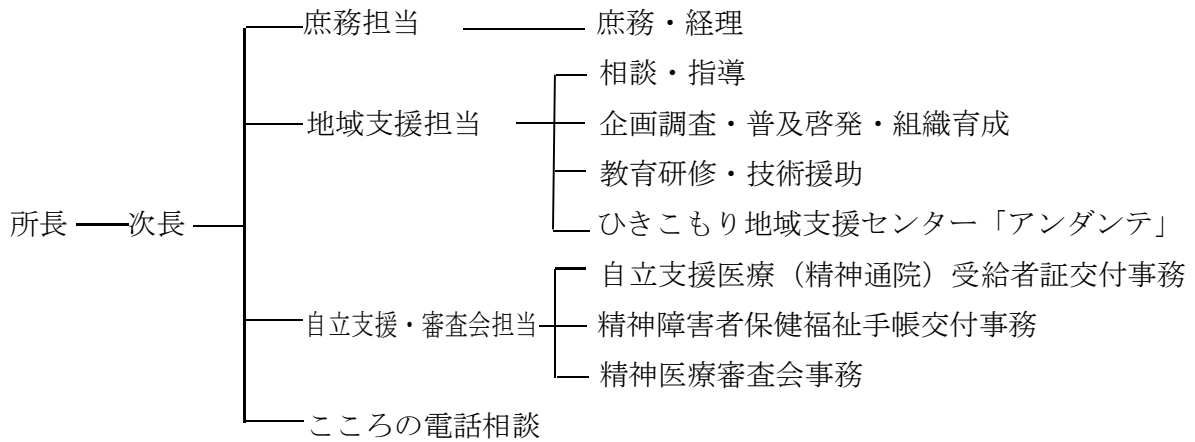


ことてん瓦町駅より 徒歩約10分
ことてん今橋駅より 徒歩約5分

4 組織及び職員

(1) 組織状況

令和6年3月31日現在



(2) 職員配置状況

| | | | 所長 | 次長 | 副主幹 | 主任 | 主任主事 主任技師 | 主事 技師 | 会計年度 任用 (フル) | 会計年度 任用 (パート) | その他 | 計 | |
|-------|----------|------|----|----|-----|----|--------------|----------|--------------------|---------------------|-----|-------|---|
| 常勤職員 | 技術職員 | 医師 | | | | | | | | | [1] | [1] | |
| | | 保健師 | | | | 2 | 1 | | | | | 3 | |
| | | 社会福祉 | | 1 | | 2 | | | | | | | 3 |
| | | 心理 | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| | 事務職員 | | 1 | | 1 | | 1 | | | | | | 3 |
| 非常勤職員 | 精神保健福祉相談 | | | | | 1 | | | 2 | 3 | | 6 | |
| | 電話相談 | | | | | | | | 2 | | | 2 | |
| | 依存症対策相談 | | | | | | | | | 1 | | 1 | |
| | 事務職員・その他 | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 合計 | | | 1 | 1 | 1 | 7 | 2 | 0 | 4 | 4 | [1] | 20[1] | |

[]内は兼務。

(3) 機能別職員配置状況

| | 事務 | 医師 | 保健師 | 精神保健福祉相談員 | | その他 | 計 | 臨床心理 技術者 | 精神保健 福祉士 |
|-------|----|-----|-----|-----------|-----|-----|-------|-------------|-------------|
| | | | | 法48条 | その他 | | | | |
| 常勤職員 | 4 | [1] | 3 | 3 | | | 10[1] | (1) | (3) |
| 非常勤職員 | 1 | | | 3 | 5 | 1 | 10 | | (3) |
| 合計 | 5 | [1] | 3 | 6 | 5 | 1 | 20[1] | (1) | (6) |

[]内は兼務、()内は再掲。

5 県内の市町



(令和5年10月1日現在)

| 市町 | | 人口(人) | 面積 (km ²) |
|-----------|---------|---------|-----------------------|
| 香 川 県 | | 925,408 | 1,876.87 |
| 高 松 市 | | 411,288 | 375.54 |
| 丸 亀 市 | | 108,116 | 111.83 |
| 坂 出 市 | | 48,789 | 92.49 |
| 善 通 寺 市 | | 30,448 | 39.93 |
| 観 音 寺 市 | | 55,362 | 117.83 |
| さ ぬ き 市 | | 44,803 | 158.63 |
| 東 か が わ 市 | | 26,564 | 152.86 |
| 三 豊 市 | | 59,041 | 222.70 |
| 小 豆 郡 | 土 庄 町 | 12,066 | 74.34 |
| | 小 豆 島 町 | 13,006 | 95.59 |
| 木 田 郡 | 三 木 町 | 26,291 | 75.78 |
| 香 川 郡 | 直 島 町 | 3,004 | 14.21 |
| 綾 歌 郡 | 宇 多 津 町 | 18,752 | 8.10 |
| | 綾 川 町 | 22,071 | 109.75 |
| 仲 多 度 郡 | 琴 平 町 | 7,938 | 8.47 |
| | 多 度 津 町 | 21,376 | 24.39 |
| | まんのう町 | 16,493 | 194.45 |

Ⅱ 業務実績

1 技術指導及び技術援助

精神保健福祉センター運営要領では、「地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う」とされており、本年度も次のとおり実施した。

(1) 保健所・市町における事例検討及びコンサルテーション

保健所及び市町の精神保健業務担当者と共に、定期的に行われるケース会議において個々のケースの援助方針について検討した。

| 保健所名 | 市町 | 年月日 | 事例数 | 参加者数 |
|-----------|-------|------------|-----|------|
| 小豆総合事務所 | 土庄町 | R5. 8. 1 | 2 | 17 |
| | 小豆島町 | R5. 10. 31 | 2 | 13 |
| 東讃保健福祉事務所 | さぬき市 | R5. 7. 26 | 4 | 19 |
| | 東かがわ市 | R5. 12. 5 | 4 | 13 |
| | 三木町 | R5. 6. 28 | 5 | 16 |
| | 直島町 | R5. 10. 3 | 3 | 4 |
| 中讃保健福祉事務所 | 丸亀市 | R5. 11. 7 | 3 | 7 |
| | 坂出市 | R5. 5. 30 | 3 | 21 |
| | 善通寺市 | R5. 8. 29 | 6 | 12 |
| | 宇多津町 | R5. 5. 16 | 2 | 10 |
| | 綾川町 | R5. 7. 12 | 2 | 13 |
| | 琴平町 | R5. 6. 20 | 2 | 8 |
| | 多度津町 | R6. 1. 30 | 2 | 6 |
| | まんのう町 | R5. 7. 18 | 3 | 11 |
| 西讃保健福祉事務所 | 観音寺市 | R5. 9. 19 | 3 | 20 |
| | 三豊市 | R5. 7. 4 | 3 | 8 |
| 高松市保健センター | | R5. 6. 14 | 4 | 10 |
| | | R5. 9. 5 | 5 | 19 |
| | | R5. 11. 21 | 5 | 9 |
| 合計 | | | 63 | 236 |

(2) 早期に支援の検討が必要な精神事例へのコンサルテーション

早期に支援の検討が必要な精神事例について、保健所や市町の依頼に基づき、技術指導及び技術援助を行い、早期に適切な対応をすることにより、地域での相談体制・心のケア体制の強化を図った。

| 保健所・市町名 | 年月日 | 事例数 | 参加者数 |
|---------|------------|-----|------|
| 三豊市 | R5. 10. 19 | 1 | 2 |

(3) 精神保健福祉業務担当者会

保健所の精神保健業務担当者と情報共有や意見交換、協議を行い、連携を図った。

| 年月日 | 内容 |
|------------------------|---|
| R5. 5. 22 (ハイブリッド型) | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和 5 年度体制について情報共有 2 周知事項 <ol style="list-style-type: none"> ①第 2 期いのち支える香川県自殺対策計画の概要 ②第 2 期香川県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定について ③オンラインキャンプの実施について ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 ⑤ひきこもり事業 3 協議・確認事項 <ol style="list-style-type: none"> ①通報対応にかかるローカルルールの再共有及び手引きについて ②依存症、自殺対策、ひきこもり支援等の研修会・講演会の講師や内容について 4 その他 担当者会での年間テーマについて |
| R5. 7. 31 (ハイブリッド型) | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和 5 年度事業についての進捗状況等情報交換 2 市町における精神保健に関する相談支援について 3 周知・協議・確認事項 <ol style="list-style-type: none"> ①27 条調査票について ②ローカルルール変更依頼について、現時点での考え方について ③患者搬送車の事故防止に備えた附属品の設置について ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 8 条及び第 25 条について ⑤各種届出に添付する鑑文の取扱いについて ⑥令和 6 年度からの各種届出書類について |
| R5. 9. 25 (ハイブリッド型) | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和 5 年度事業についての進捗状況等情報交換 2 周知・協議・確認事項 <ol style="list-style-type: none"> ①依存症セミナーの実施 ②世界メンタルヘルスデー啓発関係について ③「香川県の精神保健福祉」掲載の「保健所の精神保健福祉活動」種別計上についての統一マニュアルについて ④通報対応時の移送における、警察の協力状況及び保健所が行う行動制限の実績について ⑤措置入院患者に対する公費負担に係る様式について 3 市町における精神保健に関する相談支援について |

| | |
|-------------------------|--|
| R5. 11. 27 (ハイブリッド型) | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度事業についての進捗状況等情報交換 2 周知・検討・確認事項 <ol style="list-style-type: none"> ①県内における今後のデイケアのあり方について・精神障害者の社会復帰に関する考え方や方向性について ②各保健所の通報状況と地域精神保健福祉活動について ③医療機関情報について ④香川県出先機関事務決裁規則に沿った手引きの変更について ⑤セレナ（公用車）の稼働状況について ⑥医療保護入院時の同意書について ⑦医療保護入院者退院届の機銃先の記載について 3 市町における精神保健に関する相談支援について |
| R6. 1. 22 (ハイブリッド型) | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度事業についての進捗状況等情報交換 2 令和6年度からの入院関係届出書類進達事務について 3 協議・確認事項等 <ol style="list-style-type: none"> ①医療保護入院届の同意書の記載について ②令和5年6月14日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室の「令和4年度公衆衛生関係行政事務指導監査（書面点検）の結果について」 ③ケースファイルの保管について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> ①特殊勤務手当の現状と取り扱いについて ②精神通報の現状と対応について |
| R6. 3. 4 (ハイブリッド型) | <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度事業についての進捗状況等情報交換 2 令和6年度からの精神医療審査会措置入院時審査について 3 協議・確認事項等 <ol style="list-style-type: none"> ①措置入院・医療保護入院関係事務について国のQ&A 解釈等質問・確認事項について ②法改正に関連した質問について ③依存症相談への対応について ④同意書の10日ルールの確認について |

(4) 関係機関への援助

①会議等への出席

関係行政機関等の委員会・協議会等に参加した。

<精神障害者地域移行・地域定着支援事業における援助>

| 名称 | 回数 | 担当 |
|------------------------------|----|-----|
| ピアサポーター養成研修検討委員会等 | 4 | 保健師 |
| ピアサポーター養成研修 | 2 | 保健師 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムワーキング会議等 | 4 | 保健師 |

| | | |
|--------------------------------------|---|-----|
| 中讃圏域地域精神保健福祉関係者研修会及び精神保健福祉関係ネットワーク会議 | 1 | 保健師 |
| 精神障害者地域移行地域定着関係者研修会 | 2 | 保健師 |
| ピアサポーターフォローアップ研修打合せ会 | 1 | 保健師 |

<心身喪失者等医療観察制度における援助>

| 名称 | | 回数 | 担当 |
|------|----|----|-----------|
| ケア会議 | 高松 | 2 | 保健師 |
| | 東讃 | 6 | 精神保健福祉相談員 |
| | 中讃 | 12 | 臨床心理士、保健師 |
| | 西讃 | 1 | 保健師 |

<自立支援協議会への協力>

| 名称 | 回数 | 担当 |
|-------------|----|-----|
| 香川県自立支援協議会 | 1 | 所長 |
| 高松圏域自立支援協議会 | 15 | 保健師 |
| 大川圏域自立支援協議会 | 1 | 保健師 |
| 中讃圏域自立支援協議会 | 1 | 保健師 |

<ケア会議・ケース会議>

| 名称 | 回数 | 担当 |
|---------|----|-------|
| 重層的支援会議 | 1 | 臨床心理士 |

<その他>

| 年月日 | 事業名 | 担当 |
|---------|------------------------------|-----------------|
| R5.4.26 | 精神保健福祉大会実行委員会 | 所長 |
| R5.5.16 | 三豊市における夜間中学協議会 | 所長 |
| R5.6.4 | VBP 参加精神保健福祉センター情報交換会（オンライン） | 精神保健福祉相談員 |
| R5.6.6 | 高松市自殺対策推進会議 | 所長 |
| R5.6.7 | VBP 説明・タブレット講習会 | 所長・次長・精神保健福祉相談員 |
| R5.6.19 | 綾川町ひきこもりプラットフォーム会議 | 臨床心理士 |
| R5.6.23 | 三豊市自殺対策計画策定委員会 | 所長 |
| R5.6.23 | 第1回まんのう町ひきこもりプラットフォーム連絡協議会 | 臨床心理士 |

| | | |
|--------------------|--|--------------|
| R5.6.29 R5.6.30 | 全国精神保健福祉センター長会定期総会（オンライン） | 所長 |
| R5.7.4 | 第1回宇多津町ひきこもり支援連絡会 | ひきこもり市町等支援員 |
| R5.7.12 | 三豊市自殺予防対策協議会 | 所長 |
| R5.7.14 | 高松市若者支援協議会代表者・実務者全体会議 | 次長 |
| R5.7.18 | 高松北警察署管内被害者支援連絡協議会通常総会 | 所長 |
| R5.7.25 | 心神喪失者等医療観察制度運営連絡協議会 | 所長 |
| R5.7.25 | 令和5年度精神障害者通報等関係者連絡会（中讃保健所） | 次長 |
| R5.7.26 | 香川県被害者支援連絡協議会総会 | 所長 |
| R5.7.30 | かかりつけ医うつ病対応力向上研修会 | 所長 |
| R5.7.31 | さぬき市ひきこもりプラットフォーム担当者会 | 臨床心理士 |
| R5.8.2 | 三豊市ひきこもり支援対策協議会 | 臨床心理士 |
| R5.8.7 | 香川県災害福祉支援ネットワーク協議会 | 次長 |
| R5.8.24 | 中国・四国精神保健福祉センター所長及び同主管課担当者合同会議 | 所長、次長 |
| R5.8.24 | 精神保健福祉大会実行委員会 | 所長 |
| R5.8.25 | かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議（県西部地域） | 臨床心理士 |
| R5.8.28 | かがわ若者自立支援ネットワーク連絡会議（県東部地域） | 臨床心理士 |
| R5.9.5 | ギャンブル等依存症対策連携会議（オンライン） | 所長 |
| R5.10.10 | 三豊市自殺対策計画策定委員会 | 所長 |
| R5.10.19 | 障害者差別解消支援地域協議会 | 所長 |
| R5.10.19 | 高松市アルコール関連問題支援媒体作成・検討会 | 精神保健福祉相談員 |
| R5.10.23 | 香川県精神保健福祉大会 | 所長 |
| R5.10.23 | 香川県子ども・若者支援地域協議会実務者研修会(オンライン) | 臨床心理士 |
| R5.10.23 | 保護司・更生保護女性会員・BBS会員連携強化研修及び香川県地域支援ネットワーク協議会 | 次長・精神保健福祉相談員 |
| R5.10.29 | 全国精神保健福祉センター長会議（オンライン） | 所長 |
| R5.10.30 | 全国精神保健福祉センター長会研究協議会（オンライン） | 所長 |
| R5.11.1 | 三豊市ひきこもり支援対策協議会事業研修会（オンライン） | 臨床心理士 |
| R5.11.2 | 精神保健福祉ネットワーク事業 アルコール関連問題支援ネットワーク会議 | 精神保健福祉相談員 |
| R5.11.7 | 中国・四国地区薬物中毒対策会議 | 精神保健福祉相談員 |
| R5.11.8 | 中国・四国地区再乱用防止対策講習会 | 精神保健福祉相談員 |
| R5.11.16 | ギャンブル等依存症対策連携会議 | 所長 |

| | | |
|------------|---------------------------------|-------------------|
| R5. 11. 21 | 高松市自殺対策推進会議 | 所長 |
| R5. 11. 21 | ひきこもり支援関係者ネットワーク会議第1回 | 臨床心理士・ひきこもり市町等支援員 |
| R5. 11. 22 | 三豊市における夜間中学協議会 | 所長 |
| R5. 12. 12 | ひきこもり支援関係者ネットワーク会議第2回（オンライン） | ひきこもり市町等支援員 |
| R6. 1. 12 | 地域援助推進協議会 | 精神保健福祉相談員 |
| R6. 1. 16 | ひきこもり支援関係者ネットワーク会議第3回（オンライン） | 臨床心理士・ひきこもり市町等支援員 |
| R6. 1. 26 | 子ども・若者育成支援者研修会 | 臨床心理士 |
| R6. 2. 7 | 第3回宇多津町ひきこもり支援連絡会 | 臨床心理士 |
| R6. 2. 15 | 高松市自殺未遂者支援関係機関ネットワーク会議 | 自殺予防対策専任相談員 |
| R6. 2. 21 | ひきこもり支援関係者ネットワーク会議第4回 | 臨床心理士 |
| R6. 2. 22 | 全国精神保健福祉センター長・精神医療審査会長会議 | 所長 |
| R6. 2. 28 | 三豊市自殺対策計画策定委員会 | 所長 |
| R6. 3. 1 | かかりつけ医うつ病対応力向上研修企画委員会 | 所長 |
| R6. 3. 5 | 障害者就業・生活支援センター事業関係機関連絡会議（オンライン） | 臨床心理士 |
| R6. 3. 19 | ひきこもり支援関係者ネットワーク会議第5回（オンライン） | 臨床心理士・ひきこもり市町等支援員 |
| R6. 3. 19 | 薬物依存のある保護観察対象者等に係る地域支援連絡協議会 | 次長・精神保健福祉相談員 |
| R6. 3. 22 | 精神科救急医療システム連絡調整委員会（オンライン） | 所長 |
| R6. 3. 25 | 高次脳機能障害支援普及事業関係機関連絡協議会 | 次長 |

②研修会の講師等

| 年月日 | 事業名 | 対象 | 主催 | 担当 |
|-----------|--------------------|-----------|--------------------|-------------|
| R5. 7. 19 | 在院者に対する薬物非行防止指導 | 在院者 | 四国少年院 | 精神保健福祉相談員 |
| R5. 7. 26 | HIMARPP 実施に向けて | 丸亀病院職員 | 丸亀病院 精神保健福祉センター | 精神保健福祉相談員 |
| R5. 7. 29 | 公認初級パラスポーツ指導員養成講習会 | 講習生 | かがわ総合リハビリテーションセンター | 精神保健福祉相談員 |
| R5. 8. 17 | 主任介護支援専門員連絡会 | 主任介護支援専門員 | 三豊市健康福祉部福祉課 | 臨床心理士 |
| R5. 8. 23 | HIMARPP 実施に向けて | 丸亀病院職員 | 丸亀病院 精神保健福祉センター | 精神保健福祉相談員 |
| R5. 9. 29 | ひきこもり支援研修会（2回目） | ひきこもり支援者 | 東讃保健福祉事務所 | ひきこもり市町等支援員 |

| | | | | |
|----------|---|-----------------------------|---------------------|---------------|
| R5.9.30 | ひきこもりサポーター養成研修 | ひきこもり支援に関心のある方 | 一般社団法人 hito.toco | 臨床心理士 |
| R5.10.19 | 女子在院者に対する講話 (薬物) | 丸亀少女の家 在院者 | 丸亀少女の家 | 精神保健福祉 相談員 |
| R6.1.24 | 障害者虐待防止研修 | 障害福祉サービス事業所等において障害者の支援に携わる者 | 障害福祉課 | 次長 |
| R6.1.30 | 生活福祉資金貸付事業・日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業担当者定例会 | 社会福祉協議会 各事業担当者 | 県社会福祉協議会 | 次長 臨床心理士 |
| R6.2.15 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴う説明会 | 精神科病院、市町、ピアサポーター、保健所等 | 障害福祉課 | 次長 |

③コンサルテーション

関係機関の援助者に対し、面談や電話・メールによりケース対応等に関する助言を適宜実施している。

2 教育研修

(1) 精神保健福祉関係職員等に対する教育研修

地域精神保健福祉業務に携わる関係機関職員の精神保健福祉に関する知識・技術の向上を図り、効果的で円滑な関係機関の連携を図ることを目的として行っている。

| 区分 | 年月日 | 内容 | 対象 | 参加者数 |
|-----------------------------|------------------------------|--|---------------------------------------|---------------|
| 自殺予防のための対応力向上研修会・思春期精神保健研修会 | R5. 9. 17 | 『子どもの自殺を防ぐ社会を目指して ～チャット相談の現場から～』 講師：NPO 法人 あなたのいばしょ 理事長 大空 幸星 氏 | 中高生及びその保護者、学校関係者、相談支援従事者等 | 68 |
| ひきこもり支援者のための実践研修 | R5. 12. 5 | 『社会に繋がる勇気を如何に育むか～アドラー心理学と武術の学びからの提案～』 講師：社会福祉法人矯風会 徳島児童ホーム 園長 梅崎 一郎 氏 ※オンライン研修 | ひきこもり支援に関わる関係職員（保健所・市町担当者・社会福祉協議会職員等） | 62 |
| ひきこもり対策研修会 | R5. 12. 11 ～ R6. 2. 29 | 『「ひきこもり」相談者の声～支援活動に1日密着～』 講師：一般社団法人 hito. toco 代表理事 宮武 将大 氏 ※ YouTube によるオンデマンド配信 | 香川県民 | 695 (視聴回数) |
| 市町・保健所及び関係機関精神保健福祉業務担当者研修会 | R6. 3. 1 | 『市町における精神保健福祉のこれから』 講師：四国学院大学社会福祉学部 教授 西谷 清美 氏 | 市町・保健所・相談支援事業所 | 31 |

(2) 当事者・ボランティア等に対する教育研修

平成8年度から開催している「みんなの精神保健福祉を語ろう会」について、当事者や家族、関係者で構成された実行委員会で企画・運営し、実施した。

| 区分 | 年月日 | 内容 | 場所 | 参加者数 |
|--------------------------|--------------------------|--|------------|------------------|
| みんなの精神保健福祉を語ろう会 実行委員会 | R5. 5 ～R6. 3 (全9回) | 令和5年度 みんなの精神保健福祉を語ろう会について | 精神保健福祉センター | 実人員：13 延人員：85 |
| みんなの精神保健福祉を語ろう会 | R6. 1. 29 | 『自分を大切に生きる —WRAP を体験しよう—』 講師：一般社団法人りぐらっぷ高知 | 香川県青年センター | 47 |

(3) 学生・実習生等に対する教育

| 年月日 | 対象 | 内容 | 受講者数 |
|-------------------------|----------------|------------------------|------|
| R5. 6. 23 | 香川大学医学部公衆衛生学 | 自殺予防とメンタルヘルス対策 | 6 |
| R5. 8. 17 | 子ども女性相談センター実習生 | 精神保健福祉センターの業務把握 | 3 |
| R5. 8. 22 | 県庁インターンシップ生 | 精神保健福祉センターの業務把握 | 6 |
| R5. 9. 5～ R5. 9. 6 | 香川県立保健医療大学 | 看護学総合実習（精神看護学） 臨地実習 | 8 |
| R5. 8. 30～ R5. 9. 29 | 高知県立大学社会福祉学部 | 精神保健福祉援助実習 | 1 |
| R5. 9. 27 | 子ども女性相談センター実習生 | 精神保健福祉センターの業務把握 | 2 |

3 精神保健福祉相談

精神保健福祉相談として、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談を次のとおり実施した。

(診療及び精神科デイケアは平成 23 年 11 月から休止中)

また、新型コロナウイルス感染症対策として、相談室にパーテーションや空気清浄機等を設置するなど来庁者の安全確保に努めた。

(1) 来所相談・訪問

①相談件数の推移（訪問を含む）

| | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|-----|-------|
| 実人員 | 240 | 222 | 228 |
| 新規 | 123 | 121 | 111 |
| 継続 | 117 | 101 | 117 |
| 延件数 | 961 | 961 | 1,107 |

| R5 訪問指導（再掲） | |
|-------------|----|
| 実人員 | 27 |
| 男性 | 19 |
| 女性 | 8 |
| その他・不明 | 0 |
| 延件数 | 51 |

②相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

| 老人 精神保健 | 社会 復帰 | アルコ ール | 薬物 | ギャン ブル | ゲーム | 思春期 | 心の健康 づくり | うつ・ うつ状態 | 摂食 障害 | てん かん | その 他 | 合計 |
|------------|----------|-----------|----|-----------|-----|-----|-------------|-------------|----------|----------|---------|-------|
| 1 | 260 | 20 | 68 | 210 | 27 | 153 | 301 | 28 | 4 | 1 | 34 | 1,107 |

イ：相談種別（再掲）

| ひきこもり | 発達障害 | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 |
|-------|------|------|------|----|
| 535 | 16 | 127 | 0 | 0 |

ウ：対象者の性別内訳

| 男性 | 女性 | その他・不明 | 合計 |
|-----|-----|--------|-------|
| 800 | 307 | 0 | 1,107 |

エ：対象者との関係（重複あり）

| 本人 | 家族 | その他 |
|-----|-----|-----|
| 728 | 493 | 5 |

オ：対応（重複あり）

| 対応 | | 件数 |
|-----------------------|--------|-------|
| 助言・指導 | | 1,101 |
| 情報提供 | | 22 |
| 他 機 関 紹 介 | 医療機関 | 0 |
| | 市町／保健所 | 0 |
| | 福祉機関 | 26 |
| | 自助団体 | 0 |
| | その他 | 3 |

| 対応 | | 件数 |
|------|----|----|
| 心理検査 | | 0 |
| 紹介状 | 往信 | 0 |
| | 返信 | 0 |
| 文書作成 | | 0 |
| その他 | | 71 |

③実人員内訳（初回来談時）

ア：対象者の性別・年代別内訳

| | ～9歳 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70歳～ | 不明 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|-----|
| 男性 | 0 | 8 | 41 | 38 | 28 | 18 | 10 | 2 | 0 | 145 |
| 女性 | 0 | 12 | 24 | 13 | 16 | 6 | 3 | 1 | 1 | 76 |
| 合計 | 0 | 20 | 65 | 51 | 44 | 24 | 13 | 3 | 1 | 221 |

イ：紹介経路（新規のみ）

| 医療関係 | 保健・福祉関係 | 教育関係 | 広報・電話帳等 | インターネット | 既知 | その他 | 不明 | 合計 |
|------|---------|------|---------|---------|----|-----|----|-----|
| 7 | 13 | 2 | 3 | 57 | 1 | 21 | 1 | 105 |

ウ：対象者の居住地

| 市町 | 人数 |
|-------|-----|
| 高松市 | 170 |
| 丸亀市 | 11 |
| 坂出市 | 5 |
| 善通寺市 | 3 |
| 観音寺市 | 4 |
| さぬき市 | 4 |
| 東かがわ市 | 2 |
| 三豊市 | 4 |
| 土庄町 | 0 |
| 小豆島町 | 1 |

| 市町 | 人数 |
|-------|-----|
| 三木町 | 7 |
| 直島町 | 0 |
| 宇多津町 | 1 |
| 綾川町 | 3 |
| 琴平町 | 2 |
| 多度津町 | 1 |
| まんのう町 | 0 |
| 県外 | 2 |
| 不明 | 1 |
| 合計 | 221 |

(2) 電話相談

①相談件数の推移

| | R3 | R4 | R5 |
|-----|-------|-------|-------|
| 新規 | 851 | 909 | 841 |
| 継続 | 5,537 | 5,065 | 3,965 |
| 延件数 | 6,388 | 5,974 | 4,806 |

②相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

| 老人 精神保健 | 社会 復帰 | ア ル コ ー ル | 薬物 | ギ ャ ン ブ ル | ゲ ー ム | 思 春 期 | 心 の 健 康 づ く り | う つ ・ う つ 状 態 | 摂 食 障 害 | て ん か ん | そ の 他 | 合 計 |
|------------|----------|-----------------------|----|-----------------------|-------------|-------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------|------------------|-------------|--------|
| 156 | 2,609 | 32 | 74 | 104 | 27 | 288 | 1,000 | 248 | 6 | 3 | 259 | 4,806 |

イ：相談種別（再掲）

| ひきこもり | 発達障害 | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 | 新型コロナ ウイルス |
|-------|------|------|------|----|---------------|
| 137 | 216 | 174 | 2 | 0 | 22 |

ウ：対象者の性別・年代別内訳

| | ～9歳 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70歳～ | 不明 | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|------|-----|-------|
| 男性 | 2 | 68 | 429 | 423 | 322 | 444 | 130 | 33 | 125 | 1,976 |
| 女性 | 2 | 36 | 130 | 124 | 390 | 1,431 | 378 | 108 | 206 | 2,805 |
| その他 不明 | 0 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 16 | 25 |
| 合計 | 4 | 107 | 561 | 548 | 713 | 1,876 | 508 | 142 | 347 | 4,806 |

エ：対象者の職業

| 有職 | 無職 | 学生 | その他 | 不明 | 合計 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-------|
| 969 | 3,421 | 144 | 22 | 250 | 4,806 |

オ：対象者との関係

| 本人 | 配偶者 | 親 | 子 | その他 親族 | その他 | 合計 |
|-------|-----|-----|----|-----------|-----|-------|
| 4,329 | 53 | 263 | 25 | 56 | 80 | 4,806 |

カ：相談内容

| 内容 | 件数 |
|-----------------|-------|
| 精神的な病気・障害に関すること | |
| 不安・疑問 | 314 |
| 診療機関・相談機関 | 79 |
| その他 | 198 |
| 行動上の問題 | |
| 非社会的行動 | 139 |
| 反社会的行動 | 6 |
| その他 | 4 |
| 対人関係に関する問題 | |
| 家族 | 587 |
| 職場 | 115 |
| 学校 | 13 |
| その他 | 217 |
| 依存の問題 | |
| アルコール | 30 |
| 薬物 | 70 |
| ギャンブル | 98 |
| ゲーム | 29 |
| その他 | 28 |
| 心の健康に関すること | 210 |
| 性に関すること | 14 |
| 制度・福祉的なこと | 60 |
| 話を聞いてほしい | 2,548 |
| その他 | 47 |

キ：紹介経路（新規相談）

| 紹介経路 | 件数 |
|---------|-----|
| 医療関係 | 27 |
| 保健・福祉関係 | 28 |
| 教育関係 | 3 |
| 広報・電話帳等 | 26 |
| インターネット | 259 |
| 既知 | 71 |
| その他 | 93 |
| 不明 | 334 |
| 合計 | 841 |

ク：対応（重複あり）

| 対応 | 件数 | |
|-------|--------|-----|
| 傾聴・助言 | 4,655 | |
| 情報提供 | 医療機関 | 78 |
| | 保健所・市町 | 54 |
| | 福祉機関 | 41 |
| | 自助団体 | 5 |
| | その他 | 102 |
| 来所予約 | 127 | |
| その他 | 22 | |

ケ：所要時間

| 所要時間 | 件数 |
|------|-------|
| ～5分 | 490 |
| ～15分 | 1,128 |
| ～30分 | 1,467 |
| ～60分 | 1,448 |
| 60分～ | 273 |
| 合計 | 4,806 |

(3) メール相談

①相談件数の推移

| | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|----|----|
| 実件数 | 65 | 35 | 49 |
| 延件数 | 115 | 55 | 70 |

②相談の内訳（延相談件数）

ア：相談種別

| 老人 精神保健 | 社会 復帰 | アルコ ール | 薬物 | ギャン ブル | 思春期 | 心の健康 づくり | うつ・ うつ状態 | 摂食 障害 | てん かん | その他 | 合計 |
|------------|----------|-----------|----|-----------|-----|-------------|-------------|----------|----------|-----|----|
| 1 | 28 | 0 | 0 | 1 | 5 | 27 | 2 | 0 | 0 | 6 | 70 |

イ：相談種別（再掲）

| ひきこもり | 発達障害 | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 |
|-------|------|------|------|----|
| 25 | 1 | 11 | 0 | 0 |

ウ：対象者の性別・年代別内訳

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70歳～ | 不明 | 合計 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|----|----|
| 男性 | 8 | 5 | 13 | 5 | 4 | 0 | 1 | 4 | 40 |
| 女性 | 3 | 6 | 8 | 4 | 0 | 0 | 1 | 2 | 24 |
| その他 不明 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 |
| 合計 | 11 | 11 | 22 | 9 | 4 | 0 | 2 | 11 | 70 |

エ：対象者の職業

| 有職 | 無職 | 学生 | その他 | 不明 | 合計 |
|----|----|----|-----|----|----|
| 23 | 25 | 10 | 0 | 12 | 70 |

オ：対象者との関係

| 本人 | 家族 | 友人知人 | その他 | 合計 |
|----|----|------|-----|----|
| 46 | 20 | 3 | 1 | 70 |

カ：対応（重複）

| 対応 | 件数 |
|---------|----|
| カウンセリング | 60 |
| 紹介 | 0 |
| 情報提供 | 39 |
| その他 | 0 |
| 返信不要 | 4 |

(4) 特定相談

昭和 64 年 1 月 5 日付保健医療局長通知「精神保健センターにおける特定相談事業実施要領について」に基づく特定相談事業の一環として、アルコール関連問題及び思春期精神保健に関する相談指導等を実施している。

①アルコール関連問題に関する相談指導等

ア：相談件数（再掲）

| | 来所相談 | 電話相談 | メール相談 |
|-----|----------------|------|-------|
| 延件数 | 20 (実人員：13) | 32 | 0 |

イ：女性酒害者の会「オリーブの会」

昭和 62 年 5 月、当センターの主体的な関与により、女性のための断酒例会が発足した。女性アルコール依存症等の方々が支え合い、女性ゆえの苦しみを当事者同士で理解し合い、助け合うことを目的に月 2 回開催している。

| 回数 | 参加者数 | | 開催日時 | 内容 |
|----|------|-----|--|--------------------|
| | 実人員 | 延人員 | | |
| 24 | 11 | 68 | 毎月第 2 火曜日 14:00 ~ 16:00 第 4 水曜日 14:00 ~ 16:00 | 体験発表 グループミーティング |

②思春期精神保健に関する相談指導等

ア：相談件数（再掲）

| | 来所相談・訪問指導 | 電話相談 | メール相談 |
|-----|-----------------|------|-------|
| 延件数 | 153 (実人員：31) | 288 | 5 |

4 普及啓発

一般住民に対し、精神保健福祉や精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うことを目的として、次のとおり実施している。

(1) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における活動

自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、こころの電話相談の相談受付時間を延長し、閉庁時間に特別開設するなど、相談体制を強化している。

また、香川県弁護士会との共催で「暮らしとこころの相談会」を実施し、こころの悩みを抱えた相談者からの相談に対応した。

| | 内容 | 日時 |
|----------|-------------|-----------------------|
| 自殺予防週間 | 電話相談延長 | R5. 9. 15 16:30～21:00 |
| | 暮らしとこころの相談会 | R5. 9. 11 10:00～13:00 |
| 自殺対策強化月間 | 電話相談延長 | R6. 3. 8 16:30～21:00 |
| | 暮らしとこころの相談会 | R6. 3. 4 10:00～13:00 |

(2) ゲートキーパー普及啓発事業

平成 25 年度より『ゲートキーパー普及啓発事業』を実施している。自らがゲートキーパーとして自殺予防に取り組むために必要な基礎的知識と予防の実際について学習するために、依頼に応じて講師を派遣しており、講師については、当センター職員、認定 NPO 法人マインドファースト及び認定 NPO 法人グリーンワークかがわが担当した。

障害福祉課、保健所等主催のイベント時に、ゲートキーパー推進キャラクター・きーもんの貸し出しを行い、自殺予防とゲートキーパーの普及啓発を行っている。

| 実施日 | 申込者 | 対象 | 参加者数 |
|------------|-------------------|-----------------------------------|------|
| R5. 7. 7 | 高松市教育委員会学校教育課 | 幼稚園長・学校長・教育委員会職員等 | 134 |
| R5. 7. 14 | 香川県学校薬剤師会 | 薬剤師 | 102 |
| R5. 11. 2 | 三豊市在宅医療介護勉強会 | 介護支援専門員等 | 33 |
| R5. 11. 10 | 香川県教育委員会 | 教職員、スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー等 | 80 |
| R5. 11. 14 | まんのう町社会福祉協議会 | まんのう支え合いサービス協力会員等 | 30 |
| R5. 11. 27 | 高松第一高等学校 | 教職員 | 49 |
| R5. 11. 28 | 高松市障がい者基幹相談支援センター | 相談支援専門員 | 14 |
| R5. 12. 7 | 高松市立木太小学校 | 教職員 | 27 |
| R5. 12. 19 | 丸亀市地域包括支援センター | 地域包括支援センター職員 | 26 |
| R6. 1. 18 | 高松市教育委員会保健体育課 | 教職員等 | 89 |
| R6. 2. 1 | 香川県消防学校 | 消防職員 | 22 |
| R6. 2. 6 | 丸亀市福祉課 | 相談支援専門員、市職員等 | 11 |

(3) アルコール等健康障害対策出前講座

依存症に関する理解を深め、自らが予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及するとともに、依存症者に関わる可能性のある支援者が正しい知識を持ち、スムーズに必要な機関へつなぎ、地域での連携体制を強化することを目的に出前講座を実施した。

| 実施日 | 申込者 | 対象 | 参加者数 |
|------------|------------------------|-----------------|------|
| R5. 4. 9 | 穴吹パティシエ福祉カレッジ (ハイブリッド) | 学生 | 69 |
| R5. 4. 11 | 香川県立保健医療大学 | 看護学生・臨床技師 (新入生) | 90 |
| R5. 9. 7 | 香川県警察学校 | 初任科生 | 54 |
| R5. 10. 4 | 丸亀市ボートレース事務局 | 職員 | 150 |
| R5. 10. 17 | 香川高等専門学校 (高松寮) | 寮生 | 133 |
| R5. 12. 12 | 香川県警察本部 | 職員 | 42 |
| R5. 12. 21 | 守里会看護福祉専門学校 | 看護学生 | 35 |
| R6. 1. 29 | 香川高等専門学校 (詫間キャンパス) | 学生・教職員 | 122 |
| R6. 2. 20 | 直島診療所 | 直島町民 | 7 |
| R6. 3. 6 | 坂出市保護司会 | 保護司 | 20 |
| R6. 3. 11 | 大手前高松中学・高等学校 | 教職員 | 50 |
| R6. 3. 21 | 香川県税事務所 | 職員 | 17 |

(4) 精神保健福祉協会に関する活動

香川県精神保健福祉協会が毎年開催する「香川県精神保健福祉大会」や「こころの健康展」について企画や運営に協力している。

(5) 図書、DVD 等の整備

当センターの図書室は、センターの受付時間内に利用することができ、貸し出しも行っている。開架式をとっているため、直接手にとって閲覧することができる。蔵書は精神医学、精神保健、精神障害者の福祉に関するものを中心に約 3,000 冊、DVD などの視聴覚資料は約 120 本あり、精神保健福祉関係者や当事者、家族、ボランティアなどが利用している。また、関係機関より送付される報告書、関係紙等は一般には得にくい資料として貴重なものである。図書検索のためのデータベースを作成し、活用している。

(6) ホームページの更新

当センターの事業概要や研修会の案内、制度改正等について、ホームページによる情報提供を行っている。掲載内容については随時更新を行い、タイムリーな情報提供に努めている。自立支援医療、精神保健福祉手帳のページへのアクセスが多い。

URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/seishinhoken/seishinhoken/kfvn.html>

(7) パネルの作成・展示

県民一人ひとりがこころの健康について関心を持ち、正しい知識の普及を図ることを目的に、普及啓発用パネルを作成した。また、障害福祉課と協働し、「ギャンブル啓発週間パネル展」、「アルコール健康障害啓発週間パネル展」、「こころの健康づくりパネル展」を開催した。

5 組織育成

精神保健福祉活動に携わる民間の組織・団体の育成を図る支援を行うため、当センターでは精神障害者家族会や関係団体に対し、助言・協力等を実施している。

(1) 精神障害者家族会

香川県精神障害者家族会連合会は昭和 48 年に結成されている。当センターでは家族会への協力により、その支援に関わっている。

(2) 断酒会

香川県断酒会は昭和 41 年に結成され、断酒例会を県内各地で開催している。当センターでは側面的支援として関わりを持っている。

| 年月日 | 内容 | 場所 | 参加者数 (延) | 担当 |
|-------------|------------------|---------------|-------------|-------------------------|
| R5. 4~R6. 3 | 本部例会（毎月 1 回）への協力 | 香川県 高松合同庁舎 | 125 | 保健師・臨床心理士・ 精神保健福祉相談員 |

(3) 女性酒害者の会「オリーブの会」（再掲）

昭和 62 年 5 月、当センターの主体的な関与により、女性のための断酒例会が発足した。女性アルコール依存症等の方々が支え合い、女性ゆえの苦しみを当事者同士で理解し合い、助け合うことを目的に月 2 回開催している。

| 回数 | 参加者数 | | 開催日時 | 内容 |
|----|------|-----|-------------------------|------------|
| | 実人員 | 延人員 | | |
| 24 | 11 | 68 | 毎月第 2 火曜日 14:00 ~ 16:00 | 体験発表 |
| | | | 第 4 水曜日 14:00 ~ 16:00 | グループミーティング |

(4) 香川ダルク支援会

平成 21 年 12 月に「香川ダルク設立準備会」が発足し、当センターは準備会メンバーとして関与してきた。平成 23 年 12 月に香川ダルク発足後は、「香川ダルク支援会」のサポートメンバーとして会合に出席する等の協力・支援を行っていた。

6 自殺対策事業

(1) 自殺未遂者訪問等支援事業

①自殺未遂者への個別支援

平成 22 年 7 月より自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、二次救急医療機関（香川県立中央病院）や保健所等との連携のもと、本事業を開始した。自殺企図をして救急搬送された未遂者に対し当センターからの精神保健福祉的な支援が必要と判断された場合、家族もしくは本人に本事業を紹介し、治療終了後、同意の得られた方に当センターが継続的に支援を行うものである。また、関係機関からの自殺企図の相談や連絡を受けるほか、本人からの相談の中で自殺企図の可能性が高いと判断されるケースについても対応しており、数年にわたり支援を継続しているケースもある。

②二次救急医療機関との連携

二次救急医療機関（香川県立中央病院）を訪問し、連携のための情報交換と自殺未遂者のためのリーフレットを配布している。

(2) ゲートキーパー普及啓発事業（再掲）

平成 25 年度より『ゲートキーパー普及啓発事業』を実施している。自らがゲートキーパーとして自殺予防に取り組むために必要な基礎的知識と予防の実際について学習するために、依頼に応じて講師を派遣しており、講師については、当センター職員、認定 NPO 法人マインドファースト及び認定 NPO 法人グリーンワークかがわが担当した。

障害福祉課、保健所等主催のイベント時に、ゲートキーパー推進キャラクター・きーもの貸し出しを行い、自殺予防とゲートキーパーの普及啓発を行っている。

(3) 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における活動（再掲）

自殺予防週間及び自殺対策強化月間においては、こころの電話相談の相談受付時間を延長し、閉庁時間に特別開設するなど、相談体制を強化している。

また、香川県弁護士会との共催で「暮らしとこころの相談会」を実施し、こころの悩みを抱えた相談者からの相談に対応した。

| | 内容 | 日時 |
|----------|-------------|-----------------------|
| 自殺予防週間 | 電話相談延長 | R5. 9. 15 16:30～21:00 |
| | 暮らしとこころの相談会 | R5. 9. 11 10:00～13:00 |
| 自殺対策強化月間 | 電話相談延長 | R6. 3. 8 16:30～21:00 |
| | 暮らしとこころの相談会 | R6. 3. 4 10:00～13:00 |

(4) 自殺予防のための対応力向上研修・思春期精神保健研修会（再掲）

自殺予防につなげることを目的とし、支援者を対象とした研修会を開催している。

| 年月日 | 内 容 | 対 象 者 | 参加者数 |
|-----------|---|---------------------------|------|
| R5. 9. 17 | 『子どもの自殺を防ぐ社会を目指して～チャット相談の現場から～』 講師：NPO 法人 あなたのいばしょ 理事長 大空 幸星 氏 | 中高生及びその保護者、学校関係者、相談支援従事者等 | 68 |
| R6. 3. 11 | 「こころの健康相談支援従事者のセルフケア」～グリーンケア・グリーンワークを通じて考える～ 講師：認定 NPO 法人 グリーンワークかがわ ローマ真由子 氏・秋山美智子 氏 | 精神保健福祉の相談支援従事者 | 14 |

また、県民一人ひとりがこころの健康について関心を持ち、正しい知識の普及を図ることを目的に、普及啓発用パネルを作成した。また、障害福祉課と協働し、「こころの健康づくりパネル展」を開催した。

| | 実施期間 |
|----------|---------------------|
| 自殺予防週間 | R5. 9. 4～R5. 9. 8 |
| 自殺対策強化月間 | R6. 3. 18～R6. 3. 25 |

7 ひきこもり対策事業

ひきこもり当事者や家族を支援し、福祉の推進を図ることを目的に、ひきこもり対策推進事業実施要領（平成21年5月8日付厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、当センター内にひきこもり地域支援センター“Andante（アンダンテ）”を開設した。（開設日：平成23年6月20日）

ひきこもり地域支援センターを中心に、以下の事業を行った。

（1）来所相談（再掲）

①相談件数の推移（訪問を含む）

| | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|-----|-----|
| 実人員 | 89 | 83 | 73 |
| 新規 | 35 | 23 | 14 |
| 継続 | 54 | 60 | 59 |
| 延件数 | 486 | 525 | 513 |

| R5 訪問指導（再掲） | |
|-------------|----|
| 実人員 | 16 |
| 男性 | 13 |
| 女性 | 3 |
| その他・不明 | 0 |
| 延件数 | 28 |

②相談者内訳

ア：相談者（本年度初回来談時）

| | 本人のみ | 本人と家族 | 家族のみ |
|-----|------|-------|------|
| 実人員 | 73 | 27 | 39 |

イ：当事者の性別内訳

| | 男性 | 女性 | その他・不明 |
|-----|----|----|--------|
| 実人員 | 73 | 55 | 18 |

（2）電話相談（再掲）

| | R3 | R4 | R5 |
|-----|-----|-----|-----|
| 新規 | 85 | 81 | 74 |
| 継続 | 137 | 67 | 63 |
| 延件数 | 222 | 148 | 137 |

（3）メール相談（再掲）

| | R3 | R4 | R5 |
|-----|----|----|----|
| 実件数 | 9 | 9 | 14 |
| 延件数 | 15 | 14 | 25 |

(4) ひきこもり親のグループワーク

ひきこもりの子どもを持つ親を対象とし、自由な雰囲気の中、話し合うことでリフレッシュを図り、子どもの状態に対する不安を解消する場としている。

| 回数 | 参加者数 | | 開催日時 | 内容 |
|----|------|-----|------------------------------|------------|
| | 実人員 | 延人員 | | |
| 10 | 15 | 41 | 毎月1回(第2金曜日) 13:30 ~ 15:00 | グループミーティング |

(5) ひきこもり当事者の集団活動

ひきこもり当事者の社会参加へのステップアップを目的とした当事者の集団活動を平成25年10月から開催している。ひきこもりサポーターの協力を得て個々のニーズに合った支援内容を展開している。

| 回数 | 参加者数 | | 開催日時 | 内容 |
|----|------|-----|--------------------------------|------|
| | 実人員 | 延人員 | | |
| 24 | 15 | 183 | 毎月2回(第1・3水曜日) 13:30 ~ 15:30 | 集団活動 |

(6) ひきこもり対策研修会(再掲)

ひきこもり支援に関わる関係者や当事者の家族等が、ひきこもりへの理解を深め、より良い支援の手がかりをつかむと共に、地域でひきこもりを考え今後の手立てとすることを目的として開催している。

| 年月日 | 内容 | 対象者 | 参加者数 |
|--------------------------|---|------|---------------|
| R5.12.11 ~ R6.2.29 | 『「ひきこもり」相談者の声～支援活動に1日密着～』 講師:一般社団法人 hito.toco 代表理事 宮武 将大 氏 ※ YouTube によるオンデマンド配信 | 香川県民 | 695 (視聴回数) |

(7) ひきこもり支援者のための実践研修(再掲)

ひきこもり支援に携わる関係者が、ひきこもりへの理解を深め、ひきこもりの状態にある者及びその家族への相談支援をより充実するため、実践的な知識や技術を学ぶことを目的として実施している。

| 年月日 | 内容 | 対象者 | 参加者数 |
|---------|--|---------------------------------------|------|
| R5.12.5 | 『社会に繋がる勇気を如何に育むか ～アドラー心理学と武術の学びからの提案～』 講師:社会福祉法人 矯風会 徳島児童ホーム 園長 梅崎 一郎 氏 ※オンライン研修 | ひきこもり支援に関わる関係職員(保健所・市町担当者・社会福祉協議会職員等) | 62 |

(8) ひきこもり対策連絡協議会

ひきこもり支援に携わる関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、県内のひきこもり対策が円滑に推進されるよう、ひきこもり対策連絡協議会を年2回開催した。

| | 年月日 | 内 容 | 参加者数 |
|----------------------|-----------|--|------|
| 第1回 (オンライン 会議) | R5. 6. 27 | (1) 香川県のひきこもり支援体制について (2) 市町実態調査報告(宇多津町・綾川町) (3) 県内小・中学校における不登校の実態と課題、取り組み状況について | 58 |
| 第2回 (オンライン 会議) | R5. 12. 5 | (1) ひきこもり支援者のための実践研修 (2) 情報交換 | 62 |

※第2回は、ひきこもり支援者のための実践研修と同時開催

(9) ひきこもりサポーター登録・名簿管理

県内で実施されているひきこもりサポーター養成研修事業・派遣事業について、当センターはひきこもりサポーターの登録及び名簿管理を担っている。また事業の円滑な実施のために、必要に応じて市町等に対し助言を行っている。

(10) ひきこもり専門相談員派遣

市町・保健所、社会福祉協議会その他ひきこもり相談を受ける者へのスーパーバイズ等を行い、地域相談者のスキル向上と相談機能の充実を図るため、県が委嘱した3名のひきこもり専門相談員(ひきこもり支援の豊富な相談実績及び知識を有する者)の派遣を行っている。

(11) ひきこもり市町等支援員の配置

より住民に身近な市町でのひきこもり支援の充実・強化を図ることを目的として、ひきこもり支援関係機関や市町の職員に対し、支援に必要な知識及び技術等を指導するとともに、地域における関係機関ネットワーク構築の促進等を行うひきこもり市町等支援員を配置している。

8 依存症対策事業

平成 29 年度より新たに「依存症者回復支援事業」を開始し、依存症者本人及びその家族への依存症からの回復を促進する取り組みを行い、依存症の正しい理解の普及啓発や地域における依存症対策の推進に向けて取り組んでいる。

(1) 依存症相談件数

①来所相談（再掲）

| | | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|
| アルコール | 実人員 | 15 | 7 | 13 |
| | 延件数 | 49 | 26 | 20 |
| 薬物 | 実人員 | 11 | 11 | 11 |
| | 延件数 | 61 | 47 | 61 |
| ギャンブル等 | 実人員 | 25 | 31 | 30 |
| | 延件数 | 79 | 102 | 208 |
| ゲーム | 実人員 | 5 | 13 | 9 |
| | 延件数 | 13 | 57 | 27 |
| その他依存 | 実人員 | 11 | 9 | 11 |
| | 延件数 | 55 | 15 | 46 |
| 合計 | 実人員 | 67 | 71 | 74 |
| | 延件数 | 256 | 247 | 362 |

②電話相談（再掲）

| | R3 | R4 | R5 |
|--------|-----|-----|-----|
| アルコール | 103 | 52 | 32 |
| 薬物 | 129 | 26 | 74 |
| ギャンブル等 | 94 | 64 | 104 |
| ゲーム | 23 | 30 | 27 |
| その他依存 | 0 | 0 | 23 |
| 延件数 | 349 | 172 | 260 |

③メール相談（再掲）

| | R3 | R4 | R5 |
|--------|----|----|----|
| アルコール | 1 | 1 | 0 |
| 薬物 | 1 | 0 | 0 |
| ギャンブル等 | 1 | 0 | 1 |
| ゲーム | 0 | 0 | 0 |
| その他依存 | 2 | 0 | 0 |
| 延件数 | 5 | 1 | 1 |

(2) 回復プログラム

①実施状況

法務少年支援センター高松の協力を得て、希望者に対して回復プログラムを個別に実施した。

| 対象者 | テキスト | 実人員 | 実施回数 |
|--------|---------------|-----|------|
| 薬物 | H I M A R P P | 3 | 18 |
| アルコール | | 0 | 0 |
| ギャンブル等 | S A T - G | 20 | 67 |
| | S A T - G ライト | 0 | 0 |
| | 標準的治療プログラム | 1 | 1 |

②ケース会議の開催

回復プログラム受講者に対する、プログラムの実施方法及びプログラム終了後の支援について検討した。

(3) 家族支援

依存症者（アルコール・薬物・ギャンブル等）をもつ家族が集い、依存症の理解を深めるとともに、自由な雰囲気の中で話し合うことで、家族が元気を取り戻し、当事者の回復を支援することを目的に開催している。平成30年度から薬物依存症者をもつ家族を対象にテキストを使用した心理教育プログラムを実施するグループワークと、依存症者をもつ家族を対象とした家族教室を開催していたが、令和5年度より、本人・家族・支援者の学ぶ場としてアディクションセミナーと、依存症者をもつ家族を対象としたアディクション家族交流会を開催している。

①アディクションセミナー

| 回数 | 参加者数 | | 開催日時 | 内容 |
|----|------|-----|---------------------------------------|--|
| | 実人員 | 延人員 | | |
| 6 | 36 | 114 | 偶数月第1火曜日 14:00～16:00 (ハイブリッド形式) | ①第1回 債務整理について 講師：四国財務局 財務相談員 ②第2回～第5回 アディクションについて（各回テーマあり） 講師：藤井クリニック 藤井望夢氏 |

②アディクション家族交流会

| 回数 | 参加者数 | | 開催日時 | 内容 |
|----|------|-----|-------------------------|----------------------------|
| | 実人員 | 延人員 | | |
| 6 | 21 | 56 | 奇数月第4木曜日 14:00～16:00 | ①コミュニケーショントレーニング ②わかち合い |

(4) 依存症対策研修会

依存症に関する正しい理解とその対応について学ぶために研修会を開催している。

| 年月日 | 内容 | 対象者 | 視聴回数 |
|----------|--|----------------------------------|------|
| R5.12.10 | 『若者の依存症～若年化する依存症～』 講師：三光病院 院長 海野 順 氏 (オンライン) | アディクションの支援に関わる支援者、若者の心の健康に関心がある人 | 53 |

(5) 依存症支援者スキルアップ研修会

支援者が動機づけ面接を学び、効果的な対応方法を身につけることで、依存症者への支援技術の向上を図ることを目的にスキルアップ研修会を開催している。令和5年度は、講師に日本福祉大学福祉経営学部（通信教育）准教授 田中和彦氏を招き、3回シリーズで開催した。

| 年月日 | 内 容 | 対 象 者 | 参加者数 |
|-----------|---|---|------|
| R5. 7. 24 | 当事者体験談 1名 家族体験談 1名 講話『アディクションの理解 ～ソーシャルワークの視点から～』 | 行政・医療・司法・ 福祉・保健・教育機 関等に所属する支 援者等 | 27 |
| R5. 8. 30 | 当事者体験談 2名 『アディクションと生きる社会を考える ～治療や支援の連携・社会づくり』 | | 31 |
| R5. 9. 26 | 「アディクションのある人を深く理解する ～問題解決しない事例検討会のススメ～』 | | 31 |

(6) アルコール等健康障害対策出前講座（再掲）

依存症に関する理解を深め、自らが予防に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識を普及するとともに、依存症者に関わる可能性のある支援者が正しい知識を持ち、スムーズに必要な機関へとつなぎ、地域での連携体制を強化することを目的に出前講座を実施した。

| 実施日 | 申込者 | 対象 | 参加者数 |
|------------|-------------------|----------------|------|
| R5. 4. 9 | 穴吹パティシエ福祉カレッジ | 学生 | 69 |
| R5. 4. 11 | 香川県立保健医療大学 | 看護学生・臨床技師（新入生） | 90 |
| R5. 9. 7 | 香川県警察学校 | 初任科生 | 54 |
| R5. 10. 4 | 丸亀市ボートレース事務局 | 職員 | 150 |
| R5. 10. 17 | 香川高等専門学校（高松寮） | 寮生 | 133 |
| R5. 12. 12 | 香川県警察本部 | 職員 | 42 |
| R5. 12. 21 | 守里会看護福祉専門学校 | 看護学生 | 35 |
| R6. 1. 29 | 香川高等専門学校（詫間キャンパス） | 学生・教職員 | 122 |
| R6. 2. 20 | 直島診療所 | 直島町民 | 7 |
| R6. 3. 6 | 坂出市保護司会 | 保護司 | 20 |
| R6. 3. 11 | 大手前高松中学・高等学校 | 教職員 | 50 |
| R6. 3. 21 | 香川県税事務所 | 職員 | 17 |

(7) 香川県アルコール健康障害対策実務者連携会議

香川県アルコール健康障害対策推進計画に基づき、香川県におけるアルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備のため、香川県アルコール健康障害対策実務者連携会議を開催している。今年度はハイブリッド形式で行った。

| 年月日 | 内 容 | 参加者数 |
|----------|--|--------------------|
| R5. 6. 2 | (1) 香川県アルコール健康障害対策推進気基本計画について (2) 精神保健福祉センターにおける相談状況等について (3) 関係機関におけるアルコール健康障害に対する取組等について | 20 (オンライ ン含) |

9 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の申請に対する審査・交付事務及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項の規定に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行っている。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証明し、手帳の交付を受けたものに対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

自立支援医療費(精神通院医療)は精神障害者の自立を支援し適正な精神医療を普及するものであり、その給付水準は、原則として医療費の自己負担を1割とするものである。ただし、世帯の所得水準に応じて1か月当たりの負担額に上限額を設定するものである。

精神障害者保健福祉手帳交付数・所持者数

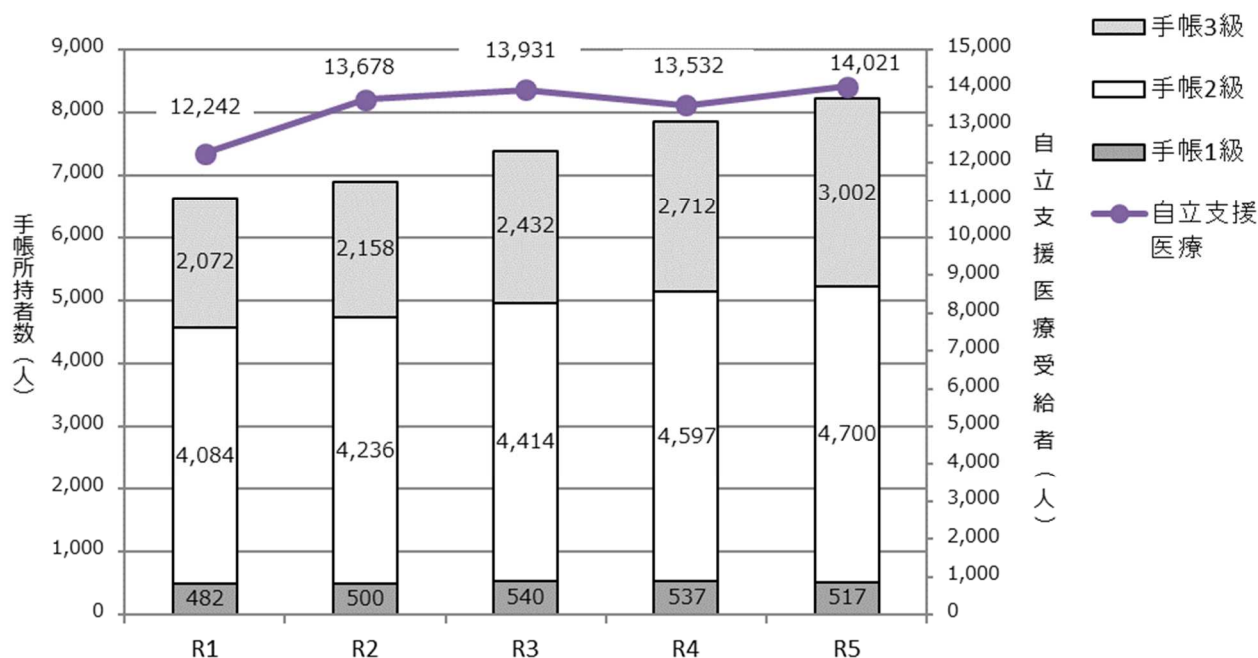
| | | |
|---------|---------|-------|
| 交付数 | 新 規 | 849 |
| | 更 新 | 3,584 |
| | 県外からの転入 | 88 |
| | 再 交 付 | 107 |
| | 等 級 変 更 | 29 |
| 所 持 者 数 | | 8,219 |

自立支援医療(精神通院)交付数・受給者数

| | | |
|---------|---------|--------|
| 交付数 | 新 規 | 1,474 |
| | 再 認 定 | 12,892 |
| | 県外からの転入 | 144 |
| | 再 交 付 | 239 |
| | 変 更 | 4,561 |
| 受 給 者 数 | | 14,021 |

(交付数：令和5年度、所持者数・受給者数：令和6年3月31日現在)

精神保健福祉手帳所持者・自立支援医療受給者数(各年度末現在)



市町別精神障害者保健福祉手帳所持者数・自立支援医療（精神通院医療）受給者数

| 保健所 | 市町名 | 精神障害者手帳 | | | | 自立支援医療 (精神通院医療) |
|-----------|-------|---------|-------|-------|-------|--------------------|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 合計 | |
| 小豆総合事務所 | 土庄町 | 6 | 57 | 38 | 101 | 154 |
| | 小豆島町 | 12 | 63 | 52 | 127 | 176 |
| 計 | | 18 | 120 | 90 | 228 | 330 |
| 東讃保健福祉事務所 | さぬき市 | 29 | 209 | 139 | 377 | 645 |
| | 東かがわ市 | 13 | 125 | 62 | 200 | 349 |
| | 三木町 | 15 | 136 | 99 | 250 | 377 |
| | 直島町 | 0 | 2 | 2 | 4 | 21 |
| 計 | | 57 | 472 | 302 | 831 | 1,392 |
| 中讃保健福祉事務所 | 丸亀市 | 41 | 583 | 324 | 948 | 1,741 |
| | 坂出市 | 34 | 312 | 114 | 460 | 936 |
| | 善通寺市 | 17 | 153 | 101 | 271 | 459 |
| | 宇多津町 | 9 | 75 | 86 | 170 | 293 |
| | 綾川町 | 11 | 78 | 56 | 145 | 257 |
| | 琴平町 | 6 | 60 | 24 | 90 | 143 |
| | 多度津町 | 13 | 121 | 69 | 203 | 347 |
| | まんのう町 | 10 | 57 | 36 | 103 | 175 |
| 計 | | 141 | 1,439 | 810 | 2,390 | 4,351 |
| 西讃保健福祉事務所 | 観音寺市 | 36 | 241 | 133 | 410 | 703 |
| | 三豊市 | 19 | 238 | 172 | 429 | 824 |
| 計 | | 55 | 479 | 305 | 839 | 1,527 |
| 高松市保健所 | 高松市 | 246 | 2,190 | 1,495 | 3,931 | 6,421 |
| 合計 | | 517 | 4,700 | 3,002 | 8,219 | 14,021 |

(令和6年3月31日現在)

10 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項（定期の報告等による審査）及び法第38条の5第2項（退院等の請求による審査）の規定による審査を行っている。当センターでは、法第12条に基づき、平成14年4月から精神医療審査会事務を実施している。

当県の精神医療審査会は3合議体からなり、各合議体が概ね3週毎に審査を行っている。

(1) 委員構成

| | 委員数（1合議体当たり） | 予備委員 | 計 |
|--------------------------|--------------|------|----|
| 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 | 9（3） | 0 | 9 |
| 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者 | 3（1） | 3 | 6 |
| 法律に関し学識経験を有する者 | 3（1） | 2 | 5 |
| 合計 | 15（5） | 5 | 20 |

(2) 審査状況

①審査会開催状況 合議体開催：17回 全体会：年1回

②合議体による審査

ア：定期報告等の審査結果

| | 審査件数 | 審査結果 | | |
|----------------|----------------|------------|---------------|--------|
| | | 現在の入院形態が適当 | 他の入院形態への移行が適当 | 入院継続不要 |
| 医療保護入院届 | 1,372 | 1,372 | 0 | 0 |
| 入院中の 定期病状報告 | 医療保護入院 措置入院 | 396 27 | 0 0 | 0 0 |
| 合計 | 1,795 | 1,795 | 0 | 0 |

イ：退院等請求の審査結果

| | 審査受理件数 | 退院又は取り下げ | 次年度繰り越し | 審査件数 | 審査結果 | | | | |
|--------|--------|----------|---------|------|-----------------|---------------|--------------------------|-------------|----------|
| | | | | | 現在の入院形態または処遇が適当 | 他の入院形態への移行が適当 | 合議体が定める期間内に他の入院形態への移行が適当 | 入院の継続は適当でない | 処遇は適当でない |
| 退院請求 | 37 | 8 | 0 | 30 | 27 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| 処遇改善請求 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 37 | 8 | 0 | 30 | 27 | 1 | 2 | 0 | 0 |

Ⅲ 資料

1 法規関係

(1) 香川県精神保健福祉センター条例（昭和42年3月16日条例第3号）

改正 昭和63年3月24日条例第12号、平成7年7月7日条例第34号、平成14年3月27日条例第25号、平成18年3月28日条例第18号、平成24年3月23日条例第24号、平成25年3月22日条例第14号

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、香川県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を高松市に設置する。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号・14年25号〕

（業務）

第2条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究
- (3) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの
- (4) 精神障害者の診療
- (5) 香川県精神医療審査会の事務
- (6) 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第2項又は第51条の7第2項の規定による市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項の支給の要否の決定を行うに当たっての意見陳述
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第26条第1項又は第51条の11の規定による市町に対する技術的事項についての協力その他必要な援助精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために必要な業務

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号・14年25号・18年18号・24年24号・25年14号〕

（使用料及び手数料）

第3条 精神保健福祉センターを利用する者は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところにより、使用料又は手数料を納入しなければならない。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号〕

（補則）

第4条 この条例に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和63年条例12号・平成7年34号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 香川県精神衛生相談所設置条例(昭和27年香川県条例第29号)は、廃止する。

附 則(昭和63年3月24日条例12号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(後略)

附 則(平成7年7月7日条例第34号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月27日条例第25号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第18号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成24年3月23日条例第24号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

(2) 香川県精神保健福祉センター規則(昭和42年4月1日規則第21号)

改正 昭和44年3月31日規則第6号、50年5月31日第32号、63年6月30日第37号、平成2年5月31日第35号、平成3年5月31日第34号、5年5月31日第35号、平成7年7月7日第55号、平成15年3月24日第19号、平成17年3月29日第46号、平成18年3月28日第14号、平成20年3月25日第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県精神保健福祉センター条例(昭和42年香川県条例第3号)第4条の規定に基づき、香川県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和63年規則37号・平成7年55号・15年19号〕

(職員)

第2条 精神保健福祉センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 次長
- (3) 副主幹
- (4) 主任
- (5) その他の職員

一部改正〔昭和50年規則32号・63年37号・平成2年35号・3年34号・5年35号・7年55号・17年46号・18年14号〕

(職務)

第3条 所長は、上司の命を受けて精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 次長は、所長を補佐する。
- 3 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。
- 4 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

全部改正〔昭和50年規則32号〕、一部改正〔平成2年規則35号・3年34号・5年35号・15年19号・17年46号・18年14号〕

(使用料)

第4条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)別表第1 第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県精神保健福祉センターの項に規定する規則で定める額(以下「使用料の額」という。)は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。)により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる場合の使用料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による療養の給付を受けた場合
労働者災害補償保険法の規定に基づき定められた額
- (2) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用を受けて傷害に関する診療を受けた場合 算定方法第2号中「10円」とあるのを「15円」と読み替えて算定方法により算定した額
全部改正〔平成15年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則46号・18年14号・20年13号〕

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

全部改正〔平成15年規則19号〕、一部改正〔平成17年規則46号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日規則第6号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月31日規則第32号)

この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月30日規則第37号)

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則(平成2年5月31日規則第35号)

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

附 則(平成3年5月31日規則第34号)

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

附 則(平成5年5月31日規則第35号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成7年7月7日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月24日規則第19号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第46号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日規則第14号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第13号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 地域精神保健福祉関係年表

(令和6年3月31日現在)

| 年 月 | 香川県精神保健福祉センター関係 | 香川県内の動き | 全国の動き |
|-----------------|--|------------------------|--------------------------------|
| 1950 (S25)年 5月 | | | 「精神衛生法」公布 |
| 1952 (S27)年 12月 | 香川県精神衛生相談所設置条例公布 高松保健所に併設される | | |
| 1963 (S38)年 | | | 全国精神衛生実態調査 |
| 1964 (S39)年 10月 | | 病院家族会発足 (丸亀病院) | |
| 1965 (S40)年 6月 | | 保健所の業務に精神衛生が加わる | 「精神衛生法」改正 |
| 1966 (S41)年 2月 | | 香川県断酒会発足 | 保健所における精神衛生業務について (公衆衛生局長通知) |
| 4月 | | 保健所に精神衛生相談員の配置 (高松保健所) | |
| 1967 (S42)年 4月 | 香川県精神衛生センター条例公布 保健衛生センター内に設置される | | |
| 1969 (S44)年 4月 | | | 精神衛生センター運営要領について (公衆衛生局長通知) |
| 1970 (S45)年 3月 | | 精神科クリニック開始 (磯島クリニック) | |
| 1971 (S46)年 4月 | | 地域家族会発足 (高松保健所管内むつみ会) | |
| 1971 (S46)年 10月 | | 第1回香川県精神衛生大会 | |
| 1972 (S47)年 12月 | デイケア開始 | | |
| 1973 (S48)年 9月 | 現在の合同庁舎内に移転 | 生活の発見会発足 | |
| 1974 (S49)年 4月 | | | 精神科作業療法、精神科デイケア診療報酬点数化 |
| 1975 (S50)年 4月 | | 保健所デイケア開始 (観音寺保健所) | |
| 10月 | | 香川県精神障害者家族連合会結成 | |
| 1977 (S52)年 4月 | | 全保健所に地域家族会結成 | |
| 1978 (S53)年 4月 | | 香川県精神障害者家族教育指導事業の実施 | |
| 1979 (S54)年 8月 | | 第1回「目で見える精神保健展」 | |
| 1980 (S55)年 4月 | | 病院デイケア開始 (三船病院) | |
| 1982 (S57)年 4月 | 香川県使用料、手数料条例の一部改正により、受診者負担を8割相当額とする。 酒害相談事業開始 | 精神障害者家族相談事業の実施 | |
| 6月 | | 痴呆性老人をかかえる家族の会発足 | |

| 年 月 | 香川県精神保健福祉センター関係 | 香川県内の動き | 全国の動き |
|----------------|-----------------------|--|--|
| 1983 (S58)年 5月 | | 全保健所での精神保健相談員の配置完了 | |
| 1984 (S59)年 4月 | | 通所患者リハビリテーション事業の実施 地域家族会による薬草園営業開始 (むつみ会) | |
| | | 「むつみ会第1作業所」開設 | |
| | | 香川いのちの電話開局 | |
| 1985 (S60)年 4月 | 心の健康づくり事業開始 | 酒害対策関係者会発足 (高松保健所) | |
| 1986 (S61)年 4月 | | 精神障害者共同作業所運営事業の実施 | |
| | | 共同住居「清和荘」開設 | |
| 1987 (S62)年 4月 | 思春期相談事業開始 | 酒害家族教室の開始 (琴平保健所) | 精神障害者小規模作業所運営助成事業の実施 |
| | オリーブの会 (女性酒害者の断酒会) 発足 | | |
| | 思春期の子どもをもつ親の会開始 | | |
| | 酒害家族教室開始 | | |
| 1988 (S63)年 4月 | | 「白梅会八十場作業所」開設 三豊地域共同作業所「あゆみ会」開設 | |
| | 「精神保健センター」に名称変更 | 「むつみ会第2作業所」開設 | 「精神保健法」施行 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について (保健医療局長通知) |
| 1989 (H1)年 11月 | | 共同作業所「コスモスの家」開設 | |
| 1990 (H2)年 1月 | 精神保健ボランティア養成講座開始 | | |
| | | 「たんぼぼ会協同作業所」開設 精神保健ボランティア自主研究会発足 | |
| | 精神保健センターデイケア保険診療化 | | |
| 1991 (H3)年 2月 | | かがわマインド (精神保健ボランティア) 結成 | |
| 1992 (H4)年 3月 | | 老人性痴呆疾患センター丸亀病院に併設 | |
| | 「こころの電話相談」事業開始 | 共同作業所「おりいぶ工房」開設 | |
| 1993 (H5)年 4月 | | | 全国精神障害者団体連合会結成 |
| | | | 「世界精神保健連盟世界会議」千葉県にて開催 |
| | | 精神保健ボランティア講座開始 (観音寺保健所) | |
| | | 精神分裂病家族教室開始 (高松保健所) | 「障害者基本法」施行 |

| 年 月 | 香川県精神保健福祉センター関係 | 香川県内の動き | 全国の動き |
|----------------|------------------|---|--|
| 1994 (H6)年 4月 | | グループホーム「五月荘」開設 | 「精神保健法等の一部改正する法律」施行 |
| 1995 (H7)年 5月 | | グループホーム「やよい荘」開設 | 「精神保健法」改正 |
| | 7月 | 「精神保健福祉センター」に名称変更 | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」制定 |
| | 8月 | 「アルコール問題を考えよう会・かがわ」発足 | |
| | 12月 | 精神障害者通所授産施設「川島荘」開設 | 「障害者プラン」策定 |
| 1996 (H8)年 1月 | 地域精神保健福祉対策促進事業開始 | 地域精神保健福祉対策促進事業（5保健所開始） | 「精神保健福祉センター運営要領」通知（保健医療局長） 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」通知（保健医療局長） |
| | 4月 | 精神障害者援護寮「オリーブ寮」開設 地域生活支援センター「オリーブ」開始 | |
| 1997 (H9)年 4月 | | 精神障害者援護寮「花園荘」開設 | |
| | 6月 | 「不登校児の学びの支援を考える会」発足 地域生活支援センター「はなぞの」開始 地域精神保健福祉対策促進事業（全保健所にて開始） | |
| | 9月 | 「香川の精神福祉を考える会」発足 | |
| | 10月 | デイケア室5階に拡張移転 「精神障害者のためのピアワーク学習会」開始 | |
| | 12月 | 香川県障害者施策推進基礎調査の実施 | |
| 1998 (H10)年 1月 | | グループホーム「ビアーズ館」開設 | |
| | 3月 | 「香川NABA」発足（現在休止中） | |
| | 4月 | 「障害者の明るいくらし」促進事業開始 | 「精神保健福祉士法」施行 |
| | 9月 | 「香川県の精神保健福祉」発行 | |
| 1999 (H11)年 3月 | | 「アルコール問題を考えよう会・かがわ」が「アディクション問題を考えよう会・かがわ」に名称変更 | |

| 年 月 | | 香川県精神保健福祉センター関係 | 香川県内の動き | 全国の動き |
|-------------|-----|---|---|--|
| 1999 (H11)年 | 4月 | | 精神障害者通所授産施設「八十場若竹園」開設 精神障害者援護寮「五色台」開設 地域生活支援センター「中讃地域生活支援センター」開設 | |
| | 5月 | | 「香川の精神保健福祉を考える会」NPO法人取得 | |
| | 6月 | | 香川県障害者介護等支援サービス(ケアマネジメント)体制整備推進事業開始 | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」の公布 |
| 2000 (H12)年 | 10月 | | 共同作業所「やすらぎの里」開設 | 地域福祉権利擁護事業開始 |
| | 4月 | 電子メール相談開始 ホームページ開設 | 精神障害者援護寮「しらすぎ荘」開設 地域生活支援センター「ありあけ」開設 香川県精神障害者訪問介護(ホームヘルプサービス) 試行的事業開始 | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行 「成年後見制度」施行 |
| | 5月 | | グループホーム「ホームオリーブ」開設 | |
| | 6月 | | | 「社会福祉法」施行 |
| | 7月 | | 「グリーンワーク研究会」発足 | |
| | 9月 | | 丸亀保健所管内家族会「たんぼぼ会」と三船病院家族会「こだま会」が合併「丸亀広域家族会」として発足 | |
| 2001 (H13)年 | 10月 | 第37回全国精神保健福祉センター研究協議会を香川にて開催 | 共同作業所「リトルウエスト」開設 | |
| 2002 (H14)年 | 4月 | 香川県精神医療審査会事務開始 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定事務開始 「香川県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例」施行 | | |
| | 5月 | | 地域生活支援センター「ほっと」開設 | |
| | 6月 | | | 日本精神神経学会において「精神分裂病」を「統合失調症」へ呼称変更決定 |
| | 10月 | 図書室、電話相談室増設移転 | 「Csクリエーション」NPO法人取得 | |
| | 12月 | | | 「新障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画」策定 |
| 2003 (H15)年 | 1月 | デイケア室4階に拡張移転 | 精神障害者小規模通所授産施設「江尻若竹園」開設 | |

| 年 月 | 香川県精神保健福祉センター関係 | 香川県内の動き | 全国の動き |
|-------------|-----------------|---|---|
| 2003 (H15)年 | 3月 | | |
| | 4月 | ダイケアを「思春期・青年期ダイケア」に移行 | |
| | 5月 | 福祉ホームB型「福祉ホーム五色台」開設 | |
| | 7月 | 香川県精神障害者退院促進支援事業開始 | 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(心神喪失等医療観察法) 公布 |
| | 10月 | 小規模通所授産施設「ワイワイ創造館」、福祉ホームB型「コミュニティハウス未来」、地域生活支援センター「ライブサポートセンター」開設 | |
| 2004 (H16)年 | 3月 | 「グリーンワーク・かがわ」発足 | |
| | 4月 | 中讃保健福祉事務所開設 | |
| | 6月 | | 「障害者基本法」改正 |
| | 7月 | 香川県精神科救急医療システム事業開始 | |
| | 9月 | 共同作業所「おへんろのこくぶ」開設 | 「精神保健福祉の改革ビジョン」発表 「今後の障害保健福祉施設について」(改革のグランドデザイン案) 発表 |
| | 12月 | | 「痴呆」に替わる用語として「認知症」を用いる (厚生労働省老健局長通知) |
| 2005 (H17)年 | 3月 | 「社会資源情報マップ」発行 | |
| | 4月 | | 「発達障害者支援法」施行 |
| | 5月 | 「青年期ひきこもり」親のグループワーク開始 | |
| | 7月 | | 「医療観察法」施行 |
| | 8月 | 福祉ホームB型「ホームみどり」開設 | |
| | 9月 | グループホーム「ビアーズ2号館」開設 | |
| | 10月 | グループホーム「わかたけ」開設 | |
| 2006 (H18)年 | 4月 | | 「障害者自立支援法」施行 |
| | 10月 | | 「精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律」の公布 「自殺対策基本法」施行 |

| 年 月 | 香川県精神保健福祉センター関係 | 香川県内の動き | 全国の動き |
|----------------|--|--|---|
| 2007 (H19)年 4月 | 思春期・青年期デイケアにショート・ケアを導入 | 香川県発達障害者支援センター「アルプスカガわ」開設 高次脳機能障害支援普及事業開始(支援拠点機関としてかがわ総合リハビリテーションセンターに委託) | |
| 6月 | | | 「自殺総合対策大綱」策定 |
| 2010 (H22)年 7月 | 「自殺予防のためのハイリスク対象者訪問等支援事業」の開始に当たり、事務室拡張 | | |
| 2011 (H23)年 6月 | ひきこもり地域支援対策事業「ひきこもり地域支援センター アンダンテ」を開設 | | |
| 9月 | | 「全国精神保健福祉家族大会みんなねっと香川大会」を香川にて開催 | |
| 11月 | 診療・デイケア休止 | | |
| 12月 | | 香川ダルク設立 | |
| 2012 (H24)年 8月 | | | 「自殺総合対策大綱」の見直し |
| 10月 | | | 「障害者虐待防止法」施行 |
| 2013 (H25)年 4月 | | | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行 |
| 6月 | | | 「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部執行猶予に関する法律」公布 |
| 10月 | ひきこもり当事者の集団活動「ポコ・ア・ポコ」開始 | | |
| 2014 (H26)年 4月 | | | 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律」施行 |
| 6月 | | | 「アルコール健康障害対策基本法」施行 |
| 2015 (H27)年 3月 | | 第4期「かがわ障害者プラン」策定 | |
| 2016 (H28)年 4月 | | | 「障害者差別解消法」施行 「自殺対策基本法」の一部改正 |

| 年 月 | 香川県精神保健福祉センター関係 | 香川県内の動き | 全国の動き |
|------------------|-------------------------------------|---|---|
| 5 月 | | | 「アルコール健康障害対策推進基本計画」閣議決定 |
| 6 月 | | | 「刑の一部執行猶予制度」導入 |
| 2016 (H28)年 12 月 | | | 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 |
| 2017 (H29)年 4 月 | 「香川県依存症相談拠点」として選定 「依存症者回復支援事業」開始 | | |
| 7 月 | | | 「自殺総合対策大綱」の見直し |
| 2018 (H30)年 3 月 | | 「いのち支える香川県自殺対策計画」策定 第 5 期「かがわ障害者プラン」策定 | 「措置入院の運用に関するガイドライン」・ 「地方公共団体による精神障害者の退院支援に関するガイドライン」の通知 |
| 4 月 | | 「香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例」施行 | |
| 10 月 | | | 「ギャンブル等依存症対策基本法」施行 |
| 2019 (H31)年 3 月 | | 「香川県アルコール健康障害対策推進計画」策定 | |
| 2019 (H31)年 4 月 | | | 「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」策定 |
| 2020 (R2)年 4 月 | 「新型コロナウイルス感染症等に関する心のケア支援事業」開始 | 香川県ネット・ゲーム依存症対策条例 施行 | 「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」公布及び施行 「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業」開始 |
| 2021 (R3)年 3 月 | | 「香川県ギャンブル等依存症対策推進計画」策定 | 「第 2 期アルコール健康障害対策推進基本計画」策定 |
| 2022 (R4)年 3 月 | | 「第 2 期香川県アルコール健康障害対策推進計画」策定 | |
| 2023 (R5)年 2 月 | | | 精神保健福祉法一部改正 |

香川県精神保健福祉センター所報

2023年度（令和5年度）

2024年9月 発行

編集 香川県精神保健福祉センター
発行

〒760-0068

香川県高松市松島町一丁目 17-28

香川県高松合同庁舎内

電話 (087) 804-5565 FAX (087) 804-5474